



令和8年1月8日

島原鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関するパブリック・コメントを実施します

令和7年12月1日、島原鉄道 株式会社（本社：長崎県島原市）から鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴くため、下記の要領にてパブリック・コメントを実施します。

1. 意見募集対象（案件名）

島原鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関する意見募集について

2. 申請の概要

別紙（次ページ以降）のとおり

3. 意見募集期間

令和8年1月8日（木）から令和8年1月22日（木）まで

4. 意見の提出先・提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov パブリック・コメント [e-GOV パブリック・コメント](#)）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/list?CLASSNAME=PCMMSTLIST&Mode=0> の「案件一覧（意見募集案件）」欄に掲載された上記の【1. 意見募集対象（案件名）】を選択し、案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、e-Gov の意見提出フォームもしくは郵送のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

電話による意見の受付は行いません。

5. その他

提出されました意見は整理の上、e-Gov パブリック・コメントの案件一覧（結果公示案件）内の当該案件の詳細に回答を掲載します。

意見に対する個別の回答は行いません。

＜お問い合わせ先＞

九州運輸局 鉄道部 計画課

窓口

電話 092-472-4051

運輸と観光で九州の元気を創ります





変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

別紙1のとおり

申請理由

別紙2のとおり

その他

申請書の内容については、e-Gov パブリック・コメントの案件一覧（意見募集案件）内の当該案件の詳細に掲載します。

変更しようとする旅客運賃の上限の種類、額及び適用方法

(変更しようとする事項のみ)

申請	現行													
<p>第1 運賃の計算方法</p> <p>1. 普通旅客運賃 1、対キロ制</p> <p>(ハ) 運賃賃率 25kmまで 1kmにつき 57円60銭 25kmをこえるキロ程 同 41円60銭</p> <p>(削除) ※項目繰り上がり</p> <p>(削除)</p> <p>(ホ) 小児旅客運賃の運賃計算方 大人旅客運賃を折半し、その10円未満の端数は10円単位に切上げる。</p> <p>(ヘ) 初乗運賃 大人220円、小児110円</p> <p>2. 定期旅客運賃 1、対キロ制</p> <p>(ハ) 運賃賃率 25kmまで 1kmにつき 57円60銭 25kmをこえるキロ程 同 41円60銭</p> <p>(二) 運賃計算方法 (1か月) 発着区間のキロ程を前号のキロ程にしたがって区分し、これを各々の賃率に乘じ60倍し、下記の割引をしたうえ合計し、計算上生じた10円未満の端数はこれを10円単位に切上げる。</p> <table> <tr> <td>通勤定期</td> <td>25キロメートルまでの部分</td> <td>3.0割</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25キロメートルをこえる部分</td> <td>4.0割</td> </tr> <tr> <td>通学定期</td> <td></td> <td>5.0割</td> </tr> </table> <p>(削除) ※項目繰り上がり</p> <p>(削除)</p>	通勤定期	25キロメートルまでの部分	3.0割		25キロメートルをこえる部分	4.0割	通学定期		5.0割	<p>第1 運賃の計算方法</p> <p>1. 普通旅客運賃 1、対キロ制</p> <p>(ハ) 運賃賃率 25kmまで 1kmにつき 37円90銭 25kmをこえるキロ程 同 27円40銭</p> <p>(ホ) 消費税率の変更に伴う、消費税転嫁の方法 (1) 税抜運賃の算定 (ハ) (二)により算出した運賃に105分の5を乗じ、小数点第1位を切り捨てた額を、同運賃から減額して算出した額を、税抜普通旅客運賃として算定する。 (2) 税込運賃の算定 (1) の税抜運賃に 100分の110を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入により端数処理して10円単位とした額を税込普通旅客運賃とする。</p> <p>(ヘ) 小児、幼児及び乳児の運賃計算方 小児の旅客運賃は、大人旅客運賃を折半して、その10円未満の端数は10円単位とする。</p> <p>(ト) 最低運賃 割引の有無にかかわらず大人150円、小児80円とする。</p> <p>2. 定期旅客運賃 1、対キロ制</p> <p>(ハ) 運賃賃率 25kmまで 1kmにつき 37円90銭 25kmをこえるキロ程 同 27円40銭</p> <p>(二) 運賃計算方法 (1か月) 発着区間のキロ程を前号のキロ程にしたがって区分し、これを各々の賃率に乘じ60倍し、下記の割引をしたうえ合計し、計算上生じた10円未満の端数はこれを10円単位に切上げる。</p> <table> <tr> <td>通勤定期</td> <td>2.5割</td> </tr> <tr> <td>通学定期</td> <td>5.0割</td> </tr> </table> <p>(ホ) 消費税率の変更に伴う、消費税転嫁の方法 (ハ) (二)により算出した運賃に108分の110を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入により端数処理して10円単位とした額を税込み1か月定期旅客運賃とする。</p>	通勤定期	2.5割	通学定期	5.0割
通勤定期	25キロメートルまでの部分	3.0割												
	25キロメートルをこえる部分	4.0割												
通学定期		5.0割												
通勤定期	2.5割													
通学定期	5.0割													

変更を必要とする理由

弊社鉄道事業においては、消費税上乗せ改定を除いては、平成18年10月1日の運賃改定後、19年間にわたり運賃を据え置き、地域の皆様にご利用いただきやすい公共交通の維持に努めて参りました。

しかしながら、近年の少子高齢化や人口減少等、社会情勢の変化に伴う利用者の減少に加え、燃料費や原材料費の高騰、老朽化が進む車両の整備費用や施設維持に必要な修繕費などの費用が大幅に上昇しております、極めて厳しい状況に直面しております。

このような中、弊社では経費節減や業務効率化など、あらゆる自助努力を重ねてまいりましたが、運転士や整備員の確保に向けた待遇改善や、安全対策の強化、老朽化している車両・設備の維持更新等に伴う大幅な費用増加が見込まれ、将来にわたり地域に不可欠な生活交通を維持するためには、運賃の見直しが避けられないと判断し、鉄道旅客運賃の上限変更認可申請を行うものであります。